

戦後日本の社会統合と「レジャー」 —レジャー政策から自由時間政策への転換とその意図—

市井 吉興*

今日、日本型構造改革が掲げる「自己責任」は、私たちに競争的な環境のもとで自覚的な「生活防衛」を強く求める。しかし、戦後60年余りを経た日本社会を振り返ってみたとき、皮肉にも、「私たちは生活全般を通して、常に自覚的な生活防衛を求められてきた」とも言えるのではないだろうか。そこで、本稿の目的は、自覚的な生活防衛を私たちに要請する権力関係の構築を、戦後日本の社会統合様式の変化と結びつけ、考察することにある。なお、本稿は、この権力関係を把握するために、社会統合様式の変化にともなう「レジャー」の位置づけをめぐるヘゲモニー闘争に焦点を当て、そこで展開された「労働」、「福祉」の位置関係にも注目し、議論を試みたい。まず、第1章では、戦後日本の社会統合を概括しながら、日本型構造改革が目指す「国家像」を考察する。次に、第2章では、高度成長期に形を整えていく日本型大衆社会統合が、「レジャー」を社会問題化させながら、それをヘゲモニー闘争の主戦場として強化していく過程を考察する。さらに、第3章では、オイルショックを契機に誕生した「自由時間論」を「レジャー」と生活防衛とを接合する政策的試みとして考察する。

キーワード：社会統合、日本型構造改革、ヘゲモニー、レジャー政策、自由時間

はじめに

2006年4月1日より、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下「労働時間等設定改善法」と称す）」が施行されている。この労働時間等設定改善法は、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（以下「時短促進法」と称す）」に代わるものである。この時短促進法は1992年に「年間総労働時間を1800時間に短縮する」という目標を掲げ、時短立法として制定された。そもそも、時短促進法に掲げられた

「年間総労働時間1800時間」という目標数値は、国際社会から日本の異常な長時間労働を批判された政府が、「国際公約」として閣議決定したものである。しかし、時短促進法は2度の延長にも関わらず政府目標を達成させることなく、ついに今回の法改正、つまり事実上の「廃止」となった。

なぜ、政府は時短目標、つまり「労働時間を一律に設定すること」を放棄したのか。その根拠として、時短促進法を廃止するにあたり、政府は「多様な働き方に対応する形で、個別労働時間において、時短への自主的な取組を促進していくことを期待する」という見解を強調する。

しかし、2005年3月8日に日本労働弁護団は

* 立命館大学非常勤講師

『時短』の旗を降ろす時短促進法改正に反対する意見書』において、「そもそも労働時間規制は、労働者の心身の健康や安全に切実にかかわるものであるため、最低基準として、公的な規制が強く求められている領域」と指摘し、政府に対して労働時間規制の必要を強く求めた¹⁾。それにもかかわらず、政府は「構造改革」の御旗のもと、財界の意向（例えば日本経団連が2005年6月21日に発表した「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」）に応えるかのごとく、労働時間の規制緩和を推進した。さらに、2006年6月13日に厚生労働省は、労働政策審議会労働条件分科会に示した「労働契約法制及び労働時間法制のあり方について（素案）」においても、先のホワイトカラーエグゼンプションを基調としながら、「自律的労働制度」を目指している（朝日新聞2006.6.14）²⁾。

まさに、構造改革が掲げる「自己責任」や「自律性」は、私たちに競争的な環境のもとで自覚的な「生活防衛」を強く求める。さて、この生活防衛であるが、本稿ではこれを「公的領域—例えば社会福祉や社会保障—への依存を制限し、私的領域—例えば家族—を軸に、市場原理のもとで各自の生活ならびに人生を構築すること」と位置づける。しかも、生活防衛をこのように定義し、戦後60年余りを経た日本社会を振り返ってみたとき、生活防衛の強化は近年の出来事ではなく、皮肉にも、私たちは戦後一貫してそれを求められてきたとも言えよう。

そこで、本稿の目的は、自覚的な生活防衛を私たちに要請する権力関係の構築を、戦後日本の社会統合様式の変化と結びつけ、考察することにある。なかでも、本稿は、この権力関係を把握するために、社会統合様式の変化にともなう「レジャー」の位置づけをめぐるヘゲモニー

闘争に注目し、議論を試みる³⁾。そのさい、本稿は「レジャーとは個人が職場、家庭、社会から課せられた義務や利害から解放された主体的な随意的活動」という従来のレジャー研究のアジェンダにも慎重にならざるをえなくなる。なぜなら、「レジャー」は実体概念として把握するよりも、むしろ「労働」や「福祉」との布置関係から紡ぎ出される関係概念と考えるからである。このように考える理由は、2つある。まず、先に紹介したような労働法規改正は、これまでのレジャー政策の必須条件としてきた「労働時間の短縮」、つまり「自由時間の拡大」を根底から切り崩し、レジャーという主体的な随意的活動の桎梏となるからである。次に、今後、「レジャー」は構造改革によって破壊された社会保障や社会福祉の代替的な役割を付与され、さらには「個人化」、「消費主義」と結びつくことによって、「市場」を媒介とした社会参加の機会の偏在化をもたらすと考えるからである。まさに、「レジャー」をめぐるヘゲモニー闘争とは、社会全体に浸透している常識的なレジャー解釈を分節化し、さらに更新しようとする営みである。それでは、以下で検討を試みたい。

第1章 戦後日本の社会統合様式の変貌：日本型構造改革とその「ねらい」

2006年9月20日、安倍晋三が小泉純一郎の後任として自由民主党の第21代総裁となり、さらに9月26日に国会での首班指名を受け、第90代内閣総理大臣に就任した。総裁選挙時より「小泉内閣の構造改革路線を継承する」と明言していた安倍ではあるが、タカ派的な発言を厭わないう彼の政治姿勢のもと、構造改革がどのように

推進されていくのか注視すべきである。そこで、本章の目的は、戦後日本の社会統合を概括しながら、日本型構造改革が目指す「国家像」を明らかにすることにある。

さて、現実の政治戦略において、また政治学、経済学、社会学といった学問領域において、構造改革という言葉は、これまでも多様な用いられ方をされてきた。そのなかでも、この言葉を人々に注目、かつ認知させたのは、イタリア共産党のトリアッティ (Palmiro Togliatti) であろう。周知のように、トリアッティによって構造改革は「高度に発達した資本主義国が社会主義に移行するための政治戦略」として提示された⁴⁾。つまり、社会主義への道は「労働者階級が国家権力を掌握する以前の段階でも大衆運動と議会主義により、独占資本の経済構造を部分的、かつ段階的に変革すること」と位置づけられた。このことから、構造改革は左翼・マルクス主義陣営による社会主義建設のための政治戦略として理解されてきた。

しかし、1970年代末から1980年代初頭にかけて、「構造改革」はその意味合いに変化を見せ始めた。それは、いわゆる左翼・マルクス主義陣営の政治戦略から、政治的・イデオロギー的には正反対の立場を掲げる新自由主義や新保守主義陣営の「福祉国家政策批判」という政治戦略へと変化した。その背景には、オイルショック後の世界的なスタグフレーションと経済の停滞により、資本主義体制の「自動安定装置 (ビルト・イン・スタビライザー)」として位置づけられた福祉制度が、経済活動を停滞、混乱させたことにある。それゆえに、欧米福祉先進国は、社会福祉・社会保障の見直しに着手し、従来のケインズ型福祉国家に対するラディカルな政策を試みた。周知のように、1970年代後半に

イギリスではサッチャー保守党政権のもとで福祉予算の大幅削減、規制緩和と官公部門の民営化といった新自由主義的経済政策、いわゆる「サッチャーリズム」が展開され、それはアメリカではレーガン共和党政権の「レーガノミックス」に継承された。

このような構造改革の変遷を小括してみると、革新や保守といった政治的・イデオロギー的な差異がありながらも、構造改革とは「これまで支持・選択されてきた国家形態や社会編成に対する抜本的な批判を行う社会改良思想ならびに運動」といえよう。それゆえに、私たちに「構造改革が何を攻撃の対象とし、またそれに対する正当性を私たちから調達するプロセス、つまりヘゲモニー闘争を的確に把握すること」が求められる。

それでは、これまで日本で展開されてきた構造改革とはいかなるものなのか。通常、日本の構造改革が議論の俎上に載せられるとき、それは1996年の橋本内閣の「橋本行革」から小泉内閣までの諸改革として理解される。しかし、橋本内閣から小泉内閣までの改革を俯瞰してみると、そこには高度に発達した福祉国家政策と福祉国家体制の解体を目指した欧米型の新自由主義的な構造改革とは異なる様相が示される。それでは、日本型構造改革のねらいはなにか、その要点を『ポリティーク5』に収録された「座談会」や後藤道夫の諸論考を参照しながら、整理してみたい。

まず、座談会の冒頭において、後藤は、日本型構造改革が欧米の構造改革と違い、独自の攻撃対象を破壊しながら展開しているとし、その要点を以下のように指摘する。

構造改革の破壊対象は①企業社会統合、②自民

党型利益政治とそれに照応した国家機構、あるいは政治構造、③脆弱ではあるが、とりわけ1970年代以降に発達した福祉国家的要素、④さらに付け加えれば、海外で戦争不可能な軍事小国体制、であったと思います（渡辺、暉峻、進藤、後藤：2002, 9）。

まさに、現段階の構造改革は、戦後日本の国家形態ならびに社会統合の基盤を徹底的に破壊し尽くそうとしている。これを後藤は「大衆社会統合の再収縮」、つまり「企業主義統合と福祉国家統合という日本の大衆社会統合を徹底的に破壊すること」（後藤、2001）と称し、さらに、「開発主義」という概念を用いることによって、日本型構造改革を「戦後政治体制と国家像の変貌」として描き出す。

いま、開発主義があらためて問題となるのは、それが、1990年代からの「構造改革」の破壊・改編の対象となっているからである。われわれの立場からより正確に言えば、「構造改革」の破壊・改編対象になっているのは「日本型大衆社会統合」システム全体であり、それは、開発主義国家と企業主義統合からなっている。国家形態に着目してこの両者を一括すれば、開発主義国家体制と呼んでもいいのかもしれない（後藤：2002b, 86-7）。

さて、開発主義とはいかなるものか。後藤は、開発主義を「国民経済成長を目的とした長期的、系統的、かつ強力な国家介入を備えた資本主義システム」であり、それを担う国家のことを「開発主義国家」（後藤 2002b, 10）としている⁵⁾。当然のことながら、この開発主義とは、開発途上国の独裁的な開発主義国家体制を意味

するのではなく、自由民主主義型の政治制度と社会制度を誕生させた戦後改革を前提とした大衆社会統合を基調としている。たしかに、1960年代の開発主義は、高度成長期ということもあり、積極的な「キャッチアップ型」の国家介入を行い、経済成長を最優先課題とした。しかし、1990年代中頃から開始された日本型構造改革の破壊対象は、単なる経済発展に力点を置いた単線的なキャッチアップ型の開発主義ではない。むしろ、破壊すべき「本丸」は、1970年代を通じて形成された「修正された開発主義」であった。

それでは、なぜ1970年代に高度成長期の開発主義は、大きな修正を必要としたのか。その理由は、1960年代後半に顕在化した「成長の歪み」や「二重構造」を批判的に捉え、それを克服せんとする国民のエネルギーに対する政府の危機感であった。たとえば、「革新自治体の誕生」に象徴されたように、都市問題、社会保障、公害問題、過疎問題に対する国民の不満は、いたるところで顕在化した（後藤：2002b, 109-11）。それゆえに、政府は、こうした諸矛盾を緩和、調整するために「周辺的な」階級融和策を織り込んだ開発主義国家政策を構築した。つまり、ケインズ主義と開発主義の融合がなされ、過剰生産能力と国内消費のギャップを調整し続けて安定成長を目指すことが、開発主義国家の中心課題となったのである。結局、このような開発主義は、ある種の階級妥協と公的需要形成の必要に押し上げられた「大きな国家」、つまり「開発主義的国家独占資本主義」を成立させた（後藤：2002b, 115-9）。

しかし、バブル経済崩壊後、先のような開発主義はグローバリゼーションに対応するうえで桎梏となった。当然のことながら、このことは

政治の争点にもなり、「旧態依然たる自民党の利益誘導型政治」、「官主導の弊害」、「政官業の癒着」、「業界横並び体質」というマスコミ、識者、財界からの集中砲火は、1993年の総選挙において細川連立政権を誕生させ、「55年体制」と称された戦後日本の政治枠組みの崩壊を導いた。そのさい、「自民党型ケインズ主義的福祉国家=大きな国家=市民的自由の制限」という図式を描くことにより、都市中間層を担う「市民」の自民党政治に対する不満や怒りを増幅させるヘゲモニー闘争が功を奏し、構造改革は「市場と市民社会との本来の自立性を確保するための改革」と強力に印象づけられた。それゆえに、再び政権党の中樞に戻った自民党は、「従来の自民党支持基盤の解体」というリスクを背負いながらも、「小さな政府」や「規制緩和」というスローガンのもと構造改革を断行せざるをえなかった。

さらに、このようなヘゲモニー闘争は、構造改革を生活者の視点からそれを積極的に受け入れ、日本社会を変えていくチャンスと捉えようとする様々な「構造改革推進論」を誕生させた。なかでも、(財)社会経済生産性本部が呼びかけて1999年に発足した「新しい日本をつくる国民会議(以下「21世紀臨調」と称す)」は、そこに名を連ねる多様な構成員からみても独特な存在感を醸し出している(新しい日本をつくる国民会議編:2002, 169-72)。しかも、その前身は、先の細川連立政権誕生の推進役を担った「政治改革推進協議会(民間政治臨調)」であったことも見逃せない点であろう。

たしかに、ある局面において、市民=生活者が変革の主体となる場合もあるだろうし、「生活者を主体とした構造改革」は、多くの人々に共感をもたらしうることになるだろう。しかし、後

藤が指摘したように、先の21世紀臨調も含めて、今日の構造改革に関する支配的な論調は「開発主義を、福祉国家型国家介入および国民経済バランス維持のための国家介入と一体視し、三者の区別を意識的に塗り込める」(後藤:2001, 126)という性格を持っている。それゆえに、「開発主義による国家介入と、福祉国家型の国家介入、さらに、農林漁業保護・小零細業者保護を含む国民経済バランス維持のための国家介入は、相互に重なるところはあるけれども、区別して捉える必要がある」(後藤:2001, 126 強調は引用者による)という後藤の指摘は、日本型構造改革のねらいを明らかにしていくうえでも、重要なポイントとなる。

まさに、私たちにとって、これまでの大衆社会統合の破壊後、どのような事態がもたらされるのかは、重要な問題となる。後藤によれば、それは「国民経済成長型の国家介入(=開発主義)を大幅に削減しつつ、同時に、グローバルに活動する多国籍企業への支援と環境整備に重点をおいた新たな国家介入形態をつくりあげること」(後藤:2002b, 88)となる。つまり、日本型構造改革とは、多国籍企業の自由な活動を阻害する旧来の福祉国家統合あるいはその代替物である企業社会統合を破壊し、国家一般の縮小あるいは経済への国家介入一般の縮小を目指すものではない(後藤:2002a, 157)。当然のことながら、「国家介入が後退することによって、市場と市民社会との本来の自立性が確保される」という新自由主義ならびに構造改革の支持者の素朴な期待は、大きく裏切られる。むしろ、市場ならびに生活世界への国家介入は、「新自由主義と新国家主義との共闘関係」(市井:2003, 208)のもとで強力になされる⁶⁾。したがって、私たちは「安定的な経済成長確保と

そのための労働力再生産のコスト削減を目指す社会システムに統合される」という希望を見出しにくいライフコースを、しかも「自己責任の名のもと」に受容させられることになる。それゆえに、後藤は構造改革批判を開発主義解体論として完結させるのではなく、さらに新たな社会構想に向けた議論へと踏み出すことを私たちに提起する。

（開発主義が：引用者補足）解体した後、どうするのでしょうか。実は、「構造改革」は開発主義の解体一般ではなく、その後の「ポスト開発主義」国家を新自由主義的に構想する解体路線です。ですから、開発主義解体という点での一致で満足しているわけにはいかず、さらに進んで、開発主義の解体の仕方やポスト開発主義の構想を検討することが必要です（後藤：2002a, 154）。

では、後藤の提起に対して、日本型構造改革に対抗するために、なにが必要となるのか。それは、ブルデュー（Pierre Bourdieu）が『市場独裁主義批判』（1998=2000）において真摯に訴えた「『国家』の役割」にほかならない。

国民国家は今、外からは金融勢力によって、内からはそれら金融勢力の共犯者たち、すなわち金融業界、高等財務官僚などによって、その土台を掘り崩されています。被支配層は国家を、特にその社会的福祉的側面を、擁護しなければならぬ、と私は考えています。この意味での国家擁護はナショナリズムに発するものではありません。国民国家とたたかうことはあります。しかし、国民国家が果たしている「普遍的な」機能—そして、超国民国家もまた同じく果たしうるであろうような「普遍的な」機能—は擁護しな

ければなりません（Bourdieu 1998=2000, 74 強調は引用者による）。

つまり、ブルデューが指摘した「現代国民国家の普遍的な機能」とは、「福祉国家政策」のことであるが、それは従来の福祉国家政策を意味するものではない。むしろ、ブルデューが意図していることは、グローバリゼーションの猛威が生みだした「新しい社会問題（例えば、社会的排除）」への対応を通じて、旧来の福祉国家が掲げてきた「社会的なもの」、「連帯」、「社会権」を問い直し、それらを再構成することであろう。それでは、後藤やブルデューが私たちに提起した新たな社会構想、つまり新福祉国家構想に向けた一歩を踏み出すためにも、次章で、戦後日本の大衆社会統合と「レジャー」との関係に注目し、論点を掘り起こしてみたい。

第2章 高度成長と社会問題化する「レジャー」：企業社会統合と福祉国家統合との「はざま」で

さて、本章の目的は、高度成長期に形を整えていく日本型大衆社会統合が、「レジャー」を社会問題化させ、それをヘゲモニー闘争の主戦場として重視していく過程を考察することにある。

まず、レジャーの社会問題化であるが、これは労働時間短縮や所得の上昇にとまなう「レジャーの大衆化」のように、資本主義社会の歴史的かつ構造的所産として現れた。当然のことながら、レジャーの大衆化によって、労働の再生産のための手段であったレジャーの位置は大きな変更を迫られた。たとえば、消費主義的かつ享乐的なレジャーの登場によって、「レジャー

が人生の目的となり、労働はその手段」というように、労働とレジャーの位置関係が変容する。それゆえに、レジャーが社会問題化することによって、レジャーと労働との位置関係の変容という事態を社会統合にどのように取り込むかというヘゲモニー闘争が必然的に要請される。

周知のように、戦後日本におけるレジャーの大衆化は、高度成長期に進展した。事実、1960年の「国民所得倍增計画」に象徴される経済計画の推進によって、労働者の所得は上昇し、「三種の神器(白黒テレビ、冷蔵庫、電気洗濯機)」、さらには「新三種の神器(3C:カラーテレビ、クーラー、自家用車)」といった耐久消費財の購入が進んだ。このような消費の拡大とともに、1964年の東京オリンピックをさらなる跳躍台として、人々はレジャーを享受する傾向を強めた。さらに、「私生活主義」に象徴されるように、レジャーの大衆化はレジャー産業との関係を深め、享樂的かつ消費主義的な傾向を強めていった(田中:1974, 石川編:1979, 石川:1989)。

このようにレジャーが消費主義的な傾向を強化する一方で、レジャーは政策として、どのように位置づけられていたのであろうか。たしかに、各種レジャー政策が、経済成長への国民的な合意調達と労働者の企業社会統合のサポートを担うキャッチアップ型の開発主義と結びつくことは、必然であった。しかし、その一方で、改めて高度成長期のレジャー政策を検証してみると、そこには福祉国家政策的な視点、つまり「レジャーのナショナルミニマムへの関心」のもと、レジャーを社会問題として扱う機運を見出すことが出来よう。当然のことながら、その背景には、福祉六法体制や国民皆保険・年金制

度の確立といった「福祉国家政策の前進」が少なからず影響していたといえよう。それでは、まず1960年代前半、つまり東京オリンピック開催までのレジャー政策を、公園行政、観光行政、スポーツ行政に焦点を絞って紹介してみたい⁷⁾。

まず、公園行政は、1931年に制定された「国立公園法」を前身とする「自然公園法」が1957年に制定され、公園整備が開始された。この自然公園法の第1条には、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする」(強調は引用者による)と記され、そこには先に指摘した「レジャーのナショナルミニマム」の一端が伺えよう。その後も公園行政は、国営子どもの国、海中公園、厚生省(現・厚生労働省)の大規模保養基地、自治省(現・総務省)のレクリエーションエリアというように多様な展開を成し遂げた。

つぎに、観光行政では、1956年より厚生省の「国民宿舎」が建設され、「安い料金で健全な温泉気分を」というキャッチフレーズのもとで営業がなされた。その後、1961年には国民宿舎に「スポーツ・レクリエーション機能」を付け加えた「国民休暇村」が開設された。さらに、郵政省(現・日本郵政公社)も1963年より「簡易保険保養センター」を設置した⁸⁾。また、総理府は1957年に「観光連絡調査室」を設置し、1963年に「観光基本法」を公布し、翌年の1964年から『観光白書』を刊行した。特に、観光行政は、すでに1950年代から民間との協力関係を築き上げて発展してきたが、この時期の特徴は「安くて健全な宿泊施設の提供」が目指されていた。

最後に、スポーツ行政であるが、1964年の東

京オリンピック開催に向けた諸政策が1950年代中頃から取り組まれた。例えば、1956年に東京国立競技場が建設され、1959年に社会教育施設として「御殿場青年の家」が開設、1961年には「スポーツ振興法」が制定された。東京オリンピック以降、スポーツ行政は、文部省（現・文部科学省）を中心にして市民スポーツ施策に力点を置き、さらなるスポーツの大衆化を促進させていった⁹⁾。

しかし、東京オリンピック閉会后、1964年12月から1965年3月にかけて大型倒産が相継ぎ、日本経済は不況に突入した¹⁰⁾。奇しくも、この「オリンピック景気（1963年から1964年）」と「いざなぎ景気（1966年から1970年）」との谷間に位置する不況は、大衆社会統合の一翼をなす企業社会統合の再編のためにも、レジャーを社会問題化させる必要に迫られた。その象徴的な事態は、石川弘義が指摘したように、この不況期に企業で「レジャー管理」という言葉が用いられたことにある（石川：1989, 152）。そこで、石川はある企業の勤労課長の言葉を引きながら、レジャー管理の意図を以下のように分析する。

週休2日制、週40時間労働が具体性をおびてくればくるほど、従業員、なかでも若い人たちの働きぶりが気になってくる。遊びすぎてモラル（勤労意欲）が、下がりはないか、そこで遊びかたを指導、いや管理しよう（石川：1989, 152）。

しかしながら、この当時、週休2日制や週40時間労働は未だ制度として確立しておらず、むしろ政府や企業は、1962年6月にILO総会で採択された週40時間制を目指す「労働時間の短縮

に関する勧告（116号）」を「時期尚早」として、拒否の姿勢を貫いていた¹¹⁾。なぜなら、政府も企業も労働時間短縮よりも均衡のとれた経済的・社会的進歩を助長する方法として、「一般的な賃金水準の改善、残業時間の短縮ならびに高度に近代化された企業と伝統的な小企業との間に現在支配的な賃金較差の縮小」という「所得倍増計画」を重視していたからである（藤本：1963, 210）。しかし、1959年に成立した「最低賃金法」は、最低賃金の主たる決定方式を「業者間協定」としており、ILOが1928年に採択した「最低賃金決定制度の創設に関する条約（第26号条約）」にある「労使対等の原則」の明らかな違反であった。このように、労働者保護に適切な法定最低賃金を決定する可能性は閉ざされていたのだが、労働者の所得上昇の機会には、意外なかたちで訪れた。

それは、1964年5月16日に国際金属労連日本協議会、同年11月12日に全日本労働総同盟が結成され、「生産性向上と産業民主主義に基づく労資協調路線」が労働組合運動の方針として定着していくことにあった。当然のことながら、この労資協調路線への労働者の動員が求められた。そこで、「技術革新—生産性向上—賃金上昇」という「パイの論理」を軸に、企業内労働力の再編成一たとえば、能力主義に基づく職能給与体系の構築とQCサークル、ZD運動などの小集団による自主管理運動との融合—が取り組まれた。このような労働力再編を背景にして、先に紹介した石川の分析のように、レジャーは労資協調路線への合意を調達するヘゲモニー闘争の主戦場となった¹²⁾。

このように、レジャーが企業社会統合へと労働者の合意を調達するヘゲモニー闘争の主戦場となる一方で、「いざなぎ景気」を背景に、先に

紹介したような各省庁の所轄行政の範囲内という制約があったにせよ、レジャーは福祉国家的政策として行政によって発展させられるべきものという認識が強まった。したがって、レジャー政策が各省庁の壁を乗り越えた「総合行政」へと発展するのは、時間の問題であった。瀬沼克彰が指摘するように、1968年に国民生活審議会が中間報告として提出した「余暇問題の現状と将来の方向」において、初めて「余暇行政」という言葉が用いられ、レジャーが総合行政として取り込まれる契機をもたらした(瀬沼:2003, 68)¹³⁾。この中間報告後、「各省庁間での水面下の綱引きがあった」(瀬沼:2003, 69)とはいえ、総合政策としてのレジャー政策の実現に向けて、1972年には経済企画庁国民生活局に「余暇開発室(後に余暇・市民活動室)」、通商産業省に「余暇開発産業室(後に余暇開発室)」、その監督下に外郭団体として経済企画庁と民間の協力を得て「(財)余暇開発センター」が設置された。この余暇開発センターは、レジャー政策を担当する行政機構をサポートするための総合的なレジャー研究機関として位置づけられ、長期にわたり日本のレジャー政策を牽引する役割を担った¹⁴⁾。さらに、経済企画庁は1973年に「余暇行政に関する各省庁連絡会」を組織し、総合的な余暇行政を推進するためのネットワーク形成を担った。

このように多彩な布陣を背景に、総合行政としてのレジャー行政は、次々とその姿を現していく。まず、余暇開発センターの協力のもと、1973年に通商産業省余暇開発産業室編『わが国余暇の現状と余暇時代への展望(以下『展望』と称す)』、経済企画庁余暇開発室編『余暇社会への構図:余暇政策の今後のあり方(以下『構図』と称す)』が相継いで発表された。また、同

年に余暇開発センターは研究成果を公表する場として、機関誌『ロアジール』を刊行した¹⁵⁾。

さて、総合行政としてレジャー行政は、何を課題としていたのであろうか。例えば、『構図』において、余暇行政の課題は①余暇行政機構の整備、②統計・資料の整備と余暇環境資源評価システムの確立、③週休二日制等労働時間短縮の促進、④余暇意識の啓発と余暇生活能力形式のための条件整備、⑤余暇環境の整備、⑥余暇情報の提供、⑦老人・身障者等の余暇の充実、⑧余暇における消費者保護の推進と価格上昇への対策、⑨余暇における格差の是正、という9点にまとめられている。今日から見ても、これらの課題は重要なものであるが、ここでは「余暇における格差の是正」に注目してみたい。

まず、『構図』は、余暇生活における格差の要因を「所得」に加えて、日本のレジャー活動の特徴である「企業内レジャー」に見出す。つまり、福利厚生の一環として企業内余暇施設を持つ大企業労働者と中小企業労働者、自営業者、老人等の間に生じる「余暇享受条件の格差」に注目している(経済企画庁余暇開発室編:1973, 61)。したがって、この問題の対策として、『構図』は「低価格で提供される公的なレジャー施設の充実と企業内レジャー施設の開放の促進とその前提としての管理運営体制の整備」(経済企画庁余暇開発室編:1973, 62)を提起する。

また、レジャー格差については、『構図』より先に発表された『展望』においても指摘がなされていた。しかも、『構図』と比較すると、『展望』における余暇格差認識のほうが、この課題に対する先鋭的な問題意識を強く表現していると思われる。なぜなら、『展望』は「余暇時代から取り残される可能性のある層」を「レジャ

ー・プアー」(通商産業省余暇開発産業室編：1973, 102)と位置づけ、政策的対応の必要性を喚起したからである。このレジャー・プアーとして挙げられているのが、①育児期にある家庭婦人、②体力や遊びのテクノロジーに欠ける高齢者、③余暇施設面で不利な零細企業の従業員や家庭婦人、農・漁民であった(通商産業省余暇開発産業室編：1973, 102-3)。

たしかに、このような余暇格差への認識は、今日においても再考すべき課題といえよう。しかし、これを額面通りに受け取るには、注意が必要といえよう。なぜなら、第一章において指摘したように、『展望』の問題意識は、1960年代後半から現れた「成長の歪み」や「二重構造」を批判的に捉え、それを超克せんとする国民のエネルギーに向けられた支配層の危機感と見なすことも可能であるからである。

しかし、『展望』が指摘しているように、レジャー・プアーへの関心なくして、「単なる時間、所得の増加のみでは、国民の豊かな余暇活動は期待できない」(通商産業省余暇開発産業室編：1973, 102)といえよう。それゆえに、このようなレジャー格差への認識は、労働時間短縮とともに、レジャー政策を福祉国家政策として展開し、レジャーを社会権として確立する可能性を内包していたといえよう。しかも、1973年の「福祉元年」とあわせて、まさに、レジャーはヘゲモニー闘争における重要な局面を迎えるはずであった。

第3章 レジャー政策から自由時間政策へ： 「自由時間」と生活保守主義との「結婚」

前章で確認したように、高度成長期末期になってレジャー政策は総合行政として大きな展開

を見せた。なかでも、「レジャー格差」への先駆的な問題意識は、「レジャー・プアー」という印象的な言葉とともに、今日においても継承すべきものである。また、レジャーを社会権として確立する可能性が開かれつつあったことも、注目すべきことであろう。

しかし、高度成長末期に「開発主義的国家独占資本主義」という階級融和と公的需要形成の必要に押し上げられた「大きな国家」を創出する過程において、高揚しかけたレジャー政策は大きな変更を迫られた。

そこで、本章の目的は、1970年代におけるレジャー政策の転換、つまり「自由時間論の構築」を福祉国家統合様式の変貌と関連づけて考察を試みることにある。

1973年10月、第4次中東戦争に端を発したオイルショックにより、日本経済はその勢いを急激に失速させた。翌年の1974年から日本経済は低成長に突入し、三木武夫内閣において副総理と経済企画庁長官を兼任した福田赳夫は、「日本経済の問題は全治3年」と宣言したが、同時に「余暇どころではない」として「余暇」を冠する諸政策の削減に着手した¹⁶⁾。そのため、オイルショック以降、1977年まで政府が余暇を対象とした政策を提起することはなかったが、1976年に経済企画庁国民生活局は「自由時間充実対策研究会」を立ち上げ、新たなレジャー政策の策定を開始した。この研究会の成果は、1977年に経済企画庁国民生活政策課編『これからの生活と自由時間：その現状と対策の方向(以下『自由時間』と称す)』として発表された。しかしながら、表題から明らかなように、そこには「余暇」、さらに「レジャー」という言葉は存在しない。それにしても、わずか数年で「余暇・レジャー」が政策の周縁に追いやられてし

まうという、その理由はどこにあるのか。この理由を明らかにするためにも、『自由時間』が策定された1970年代中盤の政治・社会情勢と開発主義の要点整理が必要となろう。

先にも指摘したように、1970年代の開発主義は「成長の歪み」、「二重構造」に対する国民大衆の不満を解消するためにも、これまでのキャッチアップ型の開発主義の修正を余儀なくされ、重層のかつ複合的な階級融和策を志向するようになった。しかし、1970年代中頃からその融和策にも変化が現れるが、この変化とは、1975年以降に顕著となった「生活保守主義の台頭」である。この生活保守主義とは、加藤哲郎が指摘したように「企業意識に従属した私民が、私的消費生活向上競争を前提とした生活防衛を即自的行為とし、かつ私的閉鎖性を特徴とする」(加藤：1995, 132-3)のものである。しかも、この生活保守主義が強化される転機を、加藤は1975年の春闘と同年11月の公労協の「スト権スト」の失敗に見出すが、これらの失敗や挫折を機に「男性『私民』の自己保身のエネルギーは競争と合理化への順応へと向かい、女性『私民』たちの残るエネルギーをも、『家族』を媒介に分散させていった」(加藤：1995, 138-9)というように絶望と混迷を深めた。

しかし、このような生活保守主義の台頭は、政府にとっては周辺的な階級宥和政策を質的に変容させて、新たな社会統合様式を構築する機会となった。たしかに、生活保守主義の台頭とともに、「企業社会統合」においては、完全に資本側の社会的ヘゲモニーが労働側を圧倒した。そのうえで、さらなる大衆社会統合再編の対象とされたのが「福祉国家統合」、つまり「福祉見直し論」であった。とはいえ、これは「自民党型ケインズ主義の解体と自民党支持基盤の崩

壊」というリスクを覚悟せざるをえない賭でもあった。

その発端は、1975年7月10日、軽井沢で開かれていた日本生産性本部主催のセミナーにおける長洲一二神奈川県知事(当時)の「福祉見直し論」にあった。この長洲発言の要点は「低成長時代におけるバラマキ福祉行政見直しと革新自治体批判」とまとめられるが、このような観点は政権党である自民党や中央政府にも一定共有されていた。しかも、これが革新自治体の首長からの発言ということもあり、この発言が与えた影響は大きかった。まさに、横山和彦が指摘するように、「社会保障は、社会的不公平の是正策というプラス・シンボルから、国家財政上の『金食い虫』というマイナス・シンボルへと一転した」(横山・田多編：1991, 197)のである。しかし、政府は、このような社会保障に対するマイナス・イメージを是正することもなく、むしろそれを正当化するために、1979年に閣議決定された「新経済7か年計画」において「日本型福祉社会論」を提起した¹⁷⁾。

さて、日本型福祉社会論であるが、この構想の中心は、戦後日本の社会福祉政策がモデルとしてきた「欧米先進国型の福祉国家を否定すること」にあった。この否定のうえに、社会福祉対策として①自助原理の導入、②家庭機能の重視と家族・親族扶助への期待、③地域社会における相互扶助の重視、④効率を評価基準とした公的福祉の限定的運用、⑤社会福祉要求に対して社会福祉援助をサービスとして「商品化」する、⑥その供給を民間営利活動として市場経済に組み込む、という内容であった。まさに、この日本型福祉社会構想は、福祉国家政策の根本をなす「ナショナルミニマム」や「生存権」を蔑ろにするものであり、また「家族責任の強

化」は「現代家族が抱える福祉的機能の脆弱化」に対する認識の甘さが現れており、明らかに「財政至上主義的な構想」にはほかならなかった。

このように、日本型福祉社会論は、社会統合様式としては直接的な国家介入ではなく、「本来はビジネスの論理と異質であるはずの労働と生活の論理が、ビジネスの論理に回収されやすい」（後藤：2002b, 118）という間接的な国家介入という構造を持つ。また、日本型福祉社会論は、「性別役割分業」とともに、先の加藤の指摘にあった「女性『私民』たちの残るエネルギーをも、『家族』を媒介に分散させていった」という生活保守主義との親和性を持ちえたと言えよう。さらに、この親和性を強化する役割を担ったのが、「自由時間論」であった。それでは、以下で『自由時間』の要点整理を試みたい。

まず、自由時間は単なる「余暇・レジャー」ではなく、「生活に組み込まれた必需的時間」というように、「多様な解釈を可能とする表現がなされた」ことに、その特徴を見出す必要がある。そのうえで、自由時間は「自己の時間資源の使い方について意志決定しうる自由裁量時間として、また自らが参加し、自ら拘束すべき活動を選択する自由が存在するという意味の自由選択時間や自由行動時間」（経済企画庁国民生活政策課編：1977, 2）と定義される。さらに、この点を整理すると、①生理的必需時間や労働時間と密接な関係を持ち、それらが有効かつ正常に機能するための必要時間、②心身の健全化や自律化を図るための予防医学的必要時間、③自己充実や自己実現を図るための主体的必要時間としての「高次生活必要時間」、④友人、親戚、近隣住民との接触を含めて、広く地域社会形成や連帯感の醸成にとって必須の時

間、という4点にまとめられよう（経済企画庁国民生活政策課編：1977, 2-3）。

まさに、このような自由時間の提起は、『展望』や『構図』において余暇・レジャーと自由時間とが渾然一体となって扱われていたことへの反省であると同時に、新たな概念構成への強い意思表示でもある。つまり、自由時間は「労働と余暇」という二元論を乗り越える概念として新たに構築されたものになっている。その核心が、自由時間を「重層化時間」（経済企画庁国民生活政策課編：1977, 5）と称したことにある。

しかしながら、『自由時間』において、この重層化時間は「ながら時間」と同義で紹介され、しかも、その具体的な事例は「ラジオやテレビを見ながら何かをすること」、ないしは「食事をしながら会話すること」（経済企画庁国民生活政策課編：1977, 45-8）という極めて日常的な営みを用いていた。それゆえに、一見しただけでは、この重層化時間の問題は見過ごされてしまう。しかし、以下の引用は、そのような認識を改めさせてくれる。

従って、適切なる重層化時間の拡大は、生活時間構造の分化の方向を意味するとともに限られた資源として時間の活用に対する意識の高まりを示すものと解される。そして、かつては労働を基本とする観点から、拘束時間や必需時間が不足すると、それを補完するように自由時間を活用することが一般的であったが、個人にとっても、社会等にとっても効率的に時間を配分する観点から、拘束時間や必需時間の一部自由時間化が進行しているともみられ、同時にこのことは、自由時間を他の補完的機能時間とみることから、もっと高次の生活必需時間あるいは主

体的時間としてみる方向へと前進したとも理解され、自由時間活用の多角化、重層化を通じて、現代社会の要請に多目的かつ弾力的に対応している証左として注目すべきであろう(経済企画庁国民生活政策課編：1977, 5 強調は引用者による)。

いかがであろうか。「適切なる重層化時間の拡大」, 「自由時間化」, 「主体的時間」, さらに「(重層化時間は) 現代社会の要請に多目的かつ弾力的に対応している証左として注目すべき」とあるが、ここには明らかに「重層化時間への期待」が込められている。つまり、「時間の重層化=自由時間化」とは、生活時間を主体的に配分し、自由時間をレジャーに限定されない多様な活動時間とすることにある。たとえば、『自由時間』の「第5章：自由時間対策の範囲と考え方」(経済企画庁国民生活政策課編：1977, 165-73)において、公共、民間と並んで「個人」を考察の対象とし、「個人の主体的な時間管理と社会参加」を要請する。それでは、その要点を以下で整理してみたい。

まず、そこでは「生活時間における自由時間は個人に帰属する時間」という観点が前提とされ、その充実のためには、多種多様な条件整備を公共、民間等を通じて積極的に推進することが謳われている。しかし、その一方で「自由時間充実のための能力を社会に還元すること」(経済企画庁国民生活政策課編：1977, 165)が称揚されている。その理由として、自由時間充実を求める国民ニーズは多様化しているのに、それに対応するには限界があり、すべてを充足するとしても社会的に不効率だからである。それゆえに、「自由時間活動についての技術等をもつ個人が、個人の自主性によって個人のもつ

能力を社会に提供してもらう」(経済企画庁国民生活政策課編：1977, 165)ことが肝要となる。一見すると、ここで述べられた「自由時間活動についての技術等をもつ個人」とは、各種レクリエーション団体、健康・スポーツ団体が養成したレクリーダー、レジャー指導員、野外活動指導者などを思い浮かべるであろう(瀬沼：2003, 142-4；経済企画庁国民生活政策課編：1977, 178)。

しかし、「個人の主体的な時間管理と社会参加」は拡大解釈され、『自由時間』が提起した自由時間論は日本型福祉社会の担い手の調達を強化していく。その一端は日本型福祉社会論が提起された後の1981年に経済企画庁国民生活局が発表した『福祉社会への選択：1980年代の国民生活のシナリオ(以下『福祉社会』と称す)』に示された。そこでは、まず、目指すべき福祉社会における福祉の運営は、政府や市場といったフォーマル部門と家族や地域社会といったインフォーマル部門との分業関係を重視する。つまり、福祉社会の充実とは福祉行政の単なる拡大化ではなく、「フォーマル部門のなかでは市場部門—福祉関連産業—の高生産性を上手く利用するとともに、供給者と需要者の双方が満足できるようなインフォーマル部門の活動を助長し、これに組み合わせること」(経済企画庁国民生活局編：1981, 22 強調は引用者による)とされる。その結果、インフォーマル部門における福祉の運営には、「勤労時以外の時間、つまり自由時間を用いた人間的な活動」(経済企画庁国民生活局編：1981, 22)が、強く求められることとなる。まさに、自由時間論は、これまでの福祉国家政策の桎梏であったフォーマル部門とインフォーマル部門との「対立」を解消する役割を担ったといえよう。また、『福祉社

会』は、以下のように「時間」の重要性を隠喩的に提起する。

福祉政策は、長期的にはともかく短期的には、パイを大きくすることが目的ではなく、平等の愛とか社会的公正とかの価値基準にもとづいてパイの分け方を変えることが目的である。人間はひとりで生きているものではないので、パイを適切に分け合って生きていくことは、満足感を増すという意味で「味」をよくするのと同じ効果がある（経済企画庁国民生活局編：1981、18 強調は引用者による）。

つまり、ここで言われている「パイ」とは、「時間」と見なすことが出来よう。たしかに、金持ちも貧乏人も、男性も女性も、老いも若きも、1日=24時間という時間だけは、平等に与えられている。しかし、問題は「どのようにパイを分けるのか」、つまり「時間をどのように有効活用するのか」である。それゆえに、『自由時間』や『福祉社会』は自由時間を余暇・レジャー活動に限定することなく、インフォーマル部門における福祉の担い手として活用することを私たちに求める。

さらに、先の提起は、消費主義的かつ個人的な余暇・レジャー活動への「牽制」とも理解できよう。たとえば、経済企画庁国民生活局は1983年に『自主的社会参加活動の意義と役割』を発表したが、そこでは「余暇」、「レジャー」という言葉は用いられず、インフォーマル部門における趣味、スポーツ、学習、福祉などの活動を「自主的社会参加活動」と定義し、私たちにその活性化を求めた。このように、自由時間論によって、レジャー政策は大転換を成し遂げ、新たな段階へと歩み出した。

まとめにかえて

これまでの考察をまとめると、高度成長期において、労働時間短縮や所得の上昇を背景にして、レジャーの大衆化が実現した。このことは、レジャーが経済成長への国民的な合意調達と労働者の企業社会統合のサポートを担うキャッチアップ型の開発主義と結びついた。その一方で、高度成長期末期になってレジャー政策は総合行政として大きな展開を見せ、さらに福祉国家政策の一環としてレジャーを国民の権利として発展させる可能性を示した。

しかし、日本のレジャー政策は、オイルショックによる経済停滞を理由に、レジャー・余暇政策から自由時間政策へと変化し、変貌を遂げた。しかも、この自由時間政策は、単なる余暇・レジャー活動に限定されるのではなく、インフォーマル部門において日本型福祉社会を支える主体の調達、つまり「個人の主体的な時間管理と社会参加を獲得するヘゲモニー闘争」を強化した。あたかも、このようなレジャー政策の転換、つまり「自由時間論の構築」は、「日本型構造改革の前哨戦」と称してもかまわないだろう。

それでは、最後に、このようなレジャー政策の大転換のもとで、人々は日常生活においてレジャーをどのように捉えていたのであろうか。それを把握する指標として、総理府（現・内閣府）が1958年より行っている「国民生活に関する世論調査」が参考になる。実際、この調査結果は、レジャー政策立案においてしばしば言及されてきたが、1983年の調査結果は調査開始以来、極めて印象的なものであった。その結果とは、「今後の生活の力点をどこに置くのか」と

いう質問に対して、『レジャー・余暇生活』が『住生活』を抜く」というものであった。当然のことながら、この結果は、その後のバブル期のレジャー政策を正当化する材料として扱われた。また、多くのレジャー研究者たちも、この結果を「レジャー社会の到来を告げるもの」として積極的に評価した。

しかし、残念ながら、この結果を好意的かつ楽観的に評価するのは、結果の裏側に潜む問題の深刻さを見落としてしまう。つまり、榊潟俊子の言葉を借りるならば、この結果は「労働も余暇も企業社会に組み込まれた『閉塞状態』」(榊潟：1995, 121)を反映したしたものと言わざるをえない。なぜなら、まず、労働省の調査によると、1970年代後半から1980年代前半にかけて、労働者のレジャーの大枠を規定する経済的・時間的条件は、ほとんど改善されなかった(榊潟：1995, 89)¹⁸⁾。それゆえに、「余暇・レジャーが住生活を抜く」という事態は、高度成長期の私生活主義やその延長線上にある1970年代の生活保守主義においても堅持された「マイホームの購入—それが一戸建てであれ、マンションであれ—という『夢』が潰えた瞬間」であり、同時に、その夢を実現する前提条件である「安定した所得確保を断念した瞬間」にほかならない。また、その一方で、同時期の別の調査によれば、生産現場や製造現場におけるQCサークルやZD運動に代表される小集団活動の導入とともに「仕事のやりがいが高まる」という結果が生じた(榊潟：1995, 92)。

以上の点から、榊潟が指摘する「閉塞状況」の核心が見出せよう。つまり、「仕事のやりがい」とは、企業社会の一員として働き続けるための「消極的な必要条件」でしかなく、同時に「レジャーへの強い関心」は、職場組織やシス

テムの高度化・複雑化するなかでのストレス、疲労、不満の現れである(榊潟：1995, 112)。しかし、それにもかかわらず、労働者は企業社会の一員という立場を自発的に返上することはなかった。それゆえに、以下に引用する榊潟の問題提起は、構造改革後のレジャーのあり方を考察するうえでも先駆的なものといえよう。

したがって、産業社会の高度化をよりいっそうおしすすめ、「合理化」、「生産性の向上」と引き換えに「所得の増大」や「労働時間の短縮」を手にしても、それは矛盾をより深めていくことになるのでないだろうか(榊潟：1995, 112)。

しかし、残念ながら、このような問題提起に対する有効な解答が得られないまま、1985年のプラザ合意後、日本経済は高度成長以来の好景気、つまり「バブル景気」に突入した。さらには、「新前川レポート」、「第4次全国総合開発計画(通称「4全総」)」、「総合保養地域特別法(通称「リゾート法」)」を背景に、人々は再び「一億総レジャーブーム」に巻き込まれていった。まさに、人々は「バブル景気の恩恵にあやかるとかのごとく、また、「経済大国ナショナリズム」(加藤：1995)への自発的合意のもと、企業社会への帰属を前提とした消費主義的なレジャーを享受する傾向を再燃させた。

しかしながら、バブル期のレジャーは、先の閉塞状態と開発主義的なレジャー政策のもと、さらに矛盾を深めていった。まず、レジャーブームが喧伝されたにもかかわらず、労働時間は減少する兆候すらみせず、「過労死」が社会問題化することになった(川人：1992, 加藤：1995, 全国過労死を考える家族の会編：1997)¹⁹⁾。さらに、加熱するリゾート開発によ

り、豊かな自然環境は破壊され、また、大規模な資金投資を伴った第3セクター方式によるリゾート開発の多くが経営破綻に見舞われ、地方自治体の財政破綻をもたらした（佐藤：1990、三木：1990、山田：1990、大野・佐々木・中山：1991、本間：1992；1999）。当然のことながら、このような矛盾に対して様々な批判が試みられたが、残念ながら、それらはバブル景気の熱狂のなかで完全に黙殺された。やはり、人々がこれらの矛盾に気づき、「生活者」としてそれぞれの生活を見直すのは、バブルの夢から覚めるまで待つしかなかった。

とはいえ、バブル崩壊後、1980年代にグローバル化への対応に遅れをとった政府は、財界からの圧力のもと、さらなる大衆社会統合の再編を迫られることとなった。当然のことながら、再び私たちの生活やレジャーもそこにドラスティックに巻き込まれていくが、その分析は稿を改めて論じることとしたい。

注

- 1) この引用は日本労働弁護団のホームページ (<http://homepage1.nifty.com/rouben/teigen05/gen050308.htm>) から行った。
- 2) この素案は、2007年度の法案提出に向けて7月中旬に中間とりまとめを行う予定になっていた。しかし、7月18日までに中間まとめを作成することが出来ず、分科会は延期された。
- 3) 「ヘゲモニー (Hegemony)」, もしくはヘゲモニー闘争とは、グラムシ (Antonio Gramsci) が『獄中ノート』において資本主義社会の政治的・イデオロギー的源泉を明らかにするために発展させた分析枠組みである。その要点を簡潔にまとめると、グラムシは機械的な史的唯物論にみられた「経済主義」を批判し、政治的变化を決定するものを、政治段階において成立している「権力関係」, 対抗勢力の政治的な組織化や戦闘性の状態から紡ぎ出すことの重要性を指

摘した。そのなかで、グラムシは社会的・政治的秩序に対する「強制」と「同意」との区別を重視し、ヘゲモニーを「社会的・政治的秩序に対する自発的な同意を獲得していくための実践的な戦略」と位置づけている。なお、この注をまとめるにあたり、フォーガチ (1988=1995) を参照した。

- 4) イタリアの構造改革は、1956年のソ連共産党20回党大会でのフルシチョフによる「スターリン批判」とともに、西側諸国の共産党や社会民主主義政党の基本路線に多大な影響を与えた。また、日本でも安東仁兵衛、貴島正道などによって紹介され、「革新政党 (社会党、共産党)」の政治路線にも影響を与え、その解釈をめぐる論争が繰り返された。以上の議論をまとめるにあたり、トリアッティ (1958=1959)、佐藤 (1961)、尾上 (1968) を参照した。
- 5) なお、後藤も述べているように、「開発主義」は、経済学者の村上泰亮のそれを踏まえたものとなっている。村上によれば、「開発主義」とは、経済成長それ自体を目的として国家が長期的に市場に介入するもので、成長力の高い産業の選定、輸入制限・関税・低利融資などによる国内企業の保護、業界の育成と情報提供・指導、過当競争の排除のための行政指導などが行われ、そのもとで企業どうしが「仕切られた競争」をおこなうことである (後藤：2002b, 89)。
- 6) たとえば、この点は、構造改革と平行して進行する軍事大国化の動きに象徴される。周知のように、このような動きは橋本内閣の「新ガイドライン」により自衛隊の海外派兵への布石が打たれ、2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロ以降、その勢いは加速度を増している。さらに、このような策動の頂点に位置づけられるのが「憲法改正」であり、またそれを援護する役割を担うものとして教育基本法の「改正」や「新しい歴史教科書をつくる会」による中学校歴史・公民教科書の教科書検定での採択が位置づけられる (市井：2005)。このような策動は、戦後日本社会が築きあげてきた民主主義、人権意識に対する攻撃にはかならず、的確な批判が求められていることはいうまでもない。

- 7) この議論を整理するにあたり、瀬沼(2003)の整理を基本とし、それに石川編(1979)、玉村(1980)、永井(1998)の議論で補足を行った。
- 8) この施設は通称「かんぼの宿」として知られているが、郵政民営化論議の渦中において、日本郵政公社は、2005年3月に採算が悪化しているものを段階的に廃止する計画をまとめた。
- 9) 関南春が指摘したように、オリンピックを成功に導くために構想された様々な施策(関はそれらを一括して「オリンピック体制」と称した)が、国民を高度成長の主體的な担い手へと創出する「人づくり政策」として機能したことにも注目する必要がある(関:1996, 141-70)。
- 10) 企業倒産の一例として、日本特殊鋼、サンウエーブ工業、山陽特殊鋼、繊維業界での中小企業の倒産を指摘しておく(中村編:2004, 44-5)。
- 11) このILO116号勧告の成立には、様々な困難がともなった。その詳細は藤本(1963)に譲るが、ILO第46回総会における勧告の採択にさいし、日本政府は採択を棄権し、日本の企業代表は反対票を投じた。その一方で、労働運動のナショナルセンターであった総評は、1962年度の運動方針に「ヨーロッパ並の週40時間労働の実現」を盛り込んでいたが、その後の春闘において労働時間短縮の議論やその実現に向けた実践的な闘争は、盛り上がりを欠いたものとなった。その理由を藤本は、①低賃金ゆえに賃上げを優先してしまう、②余暇についての考え方が不徹底、③資本主義的労働時間への認識不足、④労働時間短縮を合理化反対闘争としてしか認識せず、賃金との結びつきを自ら分断している、と分析する(藤本:1963, 216-7)。
- 12) 日本生産性本部の協力のもと、高橋武を中心に執筆された『余暇と労働』は、「労務管理の名の下に、従業員余暇を従業員個人に任せておくことは出来ない」として、レジャー管理を労務管理の重要課題と指摘している(高橋・富永・梅沢・井上:1966, 165)。
- 13) この中間報告後、国民生活審議会・消費者生活保護部会は、1972年に部会報告として「レジャーへの提言」を発表した。ここでは、自由時間の拡充等が提起された。なお、瀬沼によれば、この提言が「国の政策提言文書(筆者補足:報告文書等のタイトル)において『レジャー』という言葉が用いられたのは、これが初めて最後であった」(瀬沼:2003, 69)とされている。
- 14) 今日、(財)余暇開発センターは存在しない。2000年に「財団法人自由時間デザイン協会」と改組・改称され、監督官庁は経済産業省となり、『レジャー白書』の発行、委託研究も継承された。しかし、2003年3月31日に解散し、同年4月1日より(財)社会経済生産性本部国際部内に「余暇創研」が設立され、そこに自由時間デザイン協会の業務が継承された。当然のことながら、このような再編は、今後のレジャー政策、レジャー観にも大きな影響を与えると思われるので、その分析は稿を改めて行うことしたい。
- 15) この『ロアジュール』は、当初「季刊誌」として発刊されたが、1975年から月刊誌となった。なお、国民のレジャー活動状況とレジャー事業の動向の定点観測を行う『レジャー白書』は1977年から発刊された。
- 16) オイルショック以降、政府は余暇削減を推進するが、経済企画庁審議官であった熨斗隆文は、「オイルショックがもたらした経済低成長期にこそレジャーを真剣に検討する必要がある」(熨斗:1974, 3-4)と主張した。
- 17) 以下の議論を整理するうえで、孝橋編(1981)、横山・田多編(1991)を参照した。
- 18) 例えば、賃上げは、1980年代に入っても抑制が継続し、労働時間は景気回復につれて増加し、第1次オイルショック以前の水準であった2166時間に逆戻りした。
- 19) たしかに、過労死の要因を考察するには慎重な態度が必要ではあるが、ひとつの見方として、小沢雅子が予言した「金持ちはより豊かに、貧乏人はより貧しくなる」という「階層消費社会の到来」(小沢:1989)への焦燥感のもと、「性別役割分業」と「生活保守主義」のダブル・バインドに苛まれた「男性『私民』」が被っ

た矛盾」といえよう。まさに、この状況は、シヨアー (Juliet B. Schor) が『働きすぎのアメリカ人』において指摘した「働きすぎと浪費の悪循環」(Schor: 1991=1993) 以外のなにものでもない。

引用文献ならびに参考文献

注：便宜上、外国語文献と邦語文献とに分けて記載する。

外国語文献

- Bourdieu, Pierre, 1998, *Contre-Feux: propos pour servir à la résistance contre l'invasion néo-libérale*, Paris, Raisons d'agir = 加藤晴久訳, 2000, 『市場独裁主義批判』藤原書店。
- Forgacs, David, 1988, *A Gramsci Reader: Selected Writings 1916-1935*, Lawrence & Wishart, London = 東京グラムシ研究会監修・訳, 1995, 『グラムシ・リーダー』御茶の水書房。
- Giddens, Anthony, 1998, *The third way: the renewal of social democracy*, Cambridge, Polity Press = 佐和隆光訳, 1999, 『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。
- Rosanvallon, Pierre, 1995, *La nouvelle question sociale: Repenser l'État-providence*, Paris, Seuil = 北垣徹訳, 2006, 『連帯の新たな哲学：福祉国家再考』劉草書房。
- Schor, Juliet B., 1991, *The Overworked American: The Unexpected decline of Leisure*, New York, Basic Books = 森岡孝二他訳, 1993, 『働きすぎのアメリカ人：予期せぬ余暇の減少』窓社。
- Sen, Amartya, 1992, *Inequality reexamined*, New York, Russell Sage Foundation = 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 1999, 『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店。
- Togliatti, Palmiro, 1958, *Il Partito comunista italiano*, Milano, Nuova Accademia Editrice = 代久二訳, 1959, 『イタリア共産党：「イタリアの道」と闘いの40年』合同出版。

邦語文献

新しい日本をつくる国民会議 (21世紀臨調) 編,

2002, 『日本人のもうひとつの選択：生活者起点 (生きかた, 暮らしかた, 働かかた) の構造改革』東信堂。

安倍晋三, 2006, 『美しい国へ』文藝春秋。

石川弘義, 1989, 『欲望の戦後史：「多幸症」日本人のプロフィール』廣済堂出版。

石川弘義編, 1979, 『余暇の戦後史』東京書籍。

市井吉興, 2003, 『情報化もたらす『この国のかたち』』碓井敏正編『教育基本法「改正」批判』文理閣, 207-37。

———, 2005, 「つくる会教科書の人権感覚はどうなっているのか：人間の真の自由をめざすには」5.15教科書シンポジウム (リベンジ NO の会事務局・教科書京都ネット事務局主催) での報告。

大野隆男・佐々木勝吉・中山研一, 1991, 『リゾート開発を問う』新日本出版社。

岡本包治監修・日本余暇学会編集, 1975, 『新時代の余暇：その考え方と指導の方法』第一法規。

小倉正男, 1992, 『日本の「時短」革命：GNP 大国から生活大国へ』PHP 研究所。

小沢雅子, 1989, 『新・階層消費の時代：所得格差の拡大とその影響』朝日新聞社。

尾上久雄, 1968, 『経済計画と構造的諸改革：イタリアの場合』岩波書店。

加藤哲郎, 1995, 『現代日本のリズムとストレス：エルゴロジーの政治学序説』花伝社。

川人博, 1992, 『過労死社会と日本：変革へのメッセージ』花伝社。

木下武男, 1999, 『日本人の賃金』平凡社。

経済企画庁編, 1979, 『新経済社会7ヵ年計画』大蔵省印刷局。

———, 1993, 『生活大国5ヵ年計画：地球社会との共存をめざして』大蔵省印刷局。

経済企画庁国民生活局編, 1981, 『福祉社会への選択：1980年代の国民生活のシナリオ』大蔵省印刷局。

———, 1983, 『自主的社会参加活動の意義と役割：活力と連帯を求めて』大蔵省印刷局。

経済企画庁国民生活政策課編, 1977, 『これからの生活と自由時間：その現状と対策の方向』大蔵省印刷局。

- , 1979, 『21世紀の国民生活：人間味あふれる社会へ』大蔵省印刷局。
- 経済企画庁余暇開発室編, 1973, 『余暇社会への構図：余暇生活の今後のあり方』大蔵省印刷局。
- 孝橋正一編, 1981, 『現代「社会福祉」政策論』ミネルヴァ書房。
- 後藤道夫, 2001, 『日本型大衆社会の「再収縮」：経済グローバリズムと国民の分裂』旬報社。
- , 2002a, 『反「構造改革」』青木書店。
- , 2002b, 『開発主義国家体制』『ポリティック5 特集：開発主義国家と「構造改革」』旬報社, 86-123。
- 佐藤昇, 1961, 『現代帝国主義と構造改革』青木書店。
- 佐藤誠, 1990, 『リゾート列島』岩波書店。
- 鈴木茂・小淵港編, 1991, 『リゾートの総合的研究：国民の「休養権」と公共責任』見洋書房。
- 生活科学調査会編, 1970, 『余暇：日本人の生活思想(増補)』ドメス出版。
- 関春南, 1996, 『戦後日本のスポーツ政策：その構造と展開』大修館書店。
- 瀬沼克彰, 2003, 『余暇事業の戦後史：昭和20年から平成15年まで』学文社。
- 全国過労死を考える家族の会編, 1997, 『死ぬほど大切な仕事ってなんですか：リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える』教育資料出版会。
- 高橋武・富永健一・梅沢正・井上甫, 1966, 『余暇と労働』日本生産性本部。
- 田中義久, 1974, 『私生活主義批判：人間的自然の復権を求めて』筑摩書房。
- 玉村和彦, 1980, 『レジャー産業成長の構造』文真堂。
- 通産省余暇開発産業室編, 1973, 『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』(財)通産産業調査会。
- 永井弘, 1998, 『戦後観光開発史』情報堂出版。
- 中村政則編, 2004, 『年表昭和史：1926-2003』岩波書店。
- 日刊工業新聞特別取材班編, 1987, 『日本をこう変える：新「前川リポート」が示す道』につかん書房。
- 二宮厚美, 2005, 『憲法25条+9条の新福祉国家』かもがわ出版。
- 野沢浩, 1975, 『労働と余暇：法社会的・労働科学的な考察』日本労働協会。
- 熨斗隆文, 1974, 『現代の余暇』日本経済新聞社。
- 兵藤釗, 1997, 『労働の戦後史・上』東京大学出版会。
- 藤本武, 1963, 『労働時間』岩波書店。
- , 1967, 『最低賃金制』岩波書店。
- 本間義人, 1992, 『国土計画の思想』日本経済評論社。
- , 1999, 『国土計画を考える：開発路線のゆくえ』中央公論新社。
- 前田繁一編, 1999, 『総合保養地域整備法の研究』見洋書房。
- 榊湯俊子, 1995, 『企業社会と余暇：働き方の社会学』学陽書房。
- 三木健, 1990, 『リゾート開発：沖縄からの報告』三一書房。
- 森岡孝二, 2005, 『働きすぎの時代』岩波書店。
- 八代尚宏, 1999, 『雇用改革の時代：働き方はどう変わるか』中央公論新社。
- 山田國廣, 1990, 『リゾート列島日本の危機！：企業栄えて山河消える日！』JICC出版局。
- 横山和彦・田多秀範編, 1991, 『日本社会保障の歴史』学文社。
- 渡辺治, 暉峻衆三, 進藤兵, 後藤道夫, 2002, 「座談会：戦後開発主義国家」『ポリティック5 特集：開発主義国家と「構造改革」』旬報社, 8-85。

Social Integration and “Leisure” in Postwar Japan: Conversion from a leisure policy to a free time policy and its purpose

ICHII Yoshifusa *

Abstract: Nowadays, Japanese structural reform demands “self-help” under an environment of competition. When I tried to review the Japanese society which has passed through more than 60 years after the war, it could be said ironically that “self-help” has demanded that we make up for deficiencies in the Social Welfare Services Program.

The purpose of this paper is to clarify the process through which the Japanese structural reform adopts “self-help” by means of focusing on “leisure”. In addition, I expose a focus on hegemonic struggle over positioning in “leisure” with changes in social integration.

The reason why “leisure” has become an object of this argument here will be shown in two points as follows. First, the “shortening of working hours” premised by the leisure policy will be invalidated by the structural reform. Second, it can be seen that “leisure” will be substituted for social security and social welfare, which have become disorganized due to the structural reform. Furthermore, “leisure” will be connected with “individualization” and “consumerism”, resulting in uneven distribution of opportunities for social participation through the market.

Therefore, I present the following considerations. In Chapter 1, I will consider the “State Formation” which the Japanese structural reform aims at while summarizing post-war Japanese social integration. In Chapter 2, I will consider the process whereby “leisure” becomes the center of hegemonic struggle under the relation between an integrated form of corporate society and an integrated form of welfare state. In Chapter 3, I will consider the leisure policy reconstructed at the time of the oil crisis; I will present free-time policy as a political attempt based on “self-help” with the Japanese welfare state system.

Keywords: Social Integration, Japanese structural reform, Hegemony, Leisure Policy, Free Time

* Part-time Lecturer in Ritsumeikan University